

# 農政時流

第55号

令和3年6月1日発行

(一社)宮城県農業会議

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

TEL / 022-275-9164

<http://miyanoukai.jp/>

- 1面：(一社)宮城県農業会議令和3年度事業計画を第10回臨時総会で承認
- 2面：令和2年度農地利用最適化推進研修会をオンラインで開催  
農地転用後の実態を調査一常設審議委員現地調査会一
- 3面：令和2年度みやぎ農業担い手サミット開催  
宮城県農政部と宮城県農業法人協会との意見交換会開催

- 4面：コロナ禍でも新規就農センターに多くの来場者  
農地法第3条の下限面積を適切に見直しましょう  
新しく選任された常設審議委員の御紹介  
(一社)宮城県農業会議令和3年4月1日付人事異動

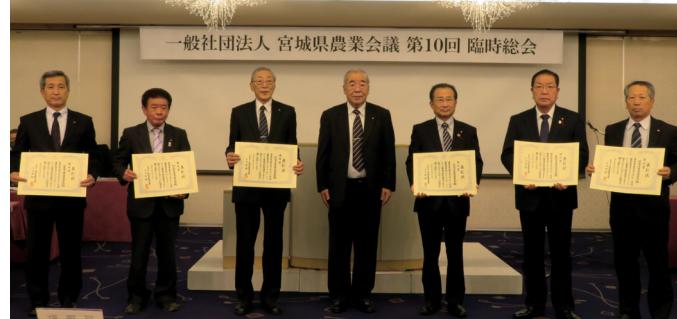
## (一社)宮城県農業会議 令和3年度事業計画を第10回臨時総会で承認

(一社)宮城県農業会議の第10回臨時総会を去る3月19日(金)に開催しました。

中村会長から、「改正農業委員会法施行から5年が経過し、制度改正の主眼である「農地等利用の最適化」の推進について、とりわけ『人・農地プラン』の実質化を踏まえたマッチング活動の実行により、具体的な成果を組織として示していくことが求められています。農業委員会組織として、このための取組を強化していきたい」との挨拶がありました。

続いて、「令和2年度の農業委員会だよりコンクール」の表彰式を行い、優秀賞の仙台市農業委員会を始め、優良賞の加美町と石巻市、特別賞の大崎市、栗原市、登米市の6農業委員会に対し、賞状と記念品を授与しました。その後、宮城県知事(代理宮城県農政部伊藤次長)から来賓祝辞を頂戴し、早速、議事に入りました。議事では、第1号議案の「令和3年度事業計画(案)について」など5議案が上程され、すべて原案どおり承認されました。

このうち、令和3年度事業計画の主な内容について紹介します。



1点目は、農業委員会活動の見える化を促進するため、委員の活動記録簿への記入の徹底を図るとともに、「人・農地プラン」の取組の進捗管理と活動実績の蓄積を支援します。また3回目の委員改選に向け、女性や青年など多様で意欲ある人材の登用が行われるよう支援します。

2点目は、「人・農地プラン」の実践に向けた農地の利用調整・集積活動の推進や、令和3年度から新たに実施される「農地利用状況・荒廃農地調査」の適切な実施に向けた支援を行います。

3点目は、農業法人等の経営発展に向け、経営管理講習会の開催や専門家派遣などを実施します。また、新規就農者の確保・育成に向け、「農の雇用事業」の普及啓発、民間企業等の農業参入支援など、関係機関と連携しながら支援します。

4点目は、宮城県農業法人協会やアグリレディス21などの事務局として、組織相互の連絡調整や、次世代活動、経営管理能力の向上などを支援します。

5点目は、本会の情報誌「農政時流」や全国農業新聞・農業図書の普及推進、「農業委員会だよりコンクール」の実施などを通じて農業委員会活動の見える化を推進します。

6点目は、常設審議委員会を開催し、農地転用等の厳格・適正な運用に努めます。

7点目は、農業者からの現場の意見を市町村農業委員会と連携して取りまとめ、関係機関等に意見として提出します。皆様には、本会の取組に御理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 令和2年度農地利用最適化推進研修会を オンラインで開催しました

3月5日(金)に名取市文化会館において、「農地利用最適化推進研修会」を開催しました。「人・農地プラン」の実質化に向け、工程表に基づく市町村の取り組みの参考となるよう実施したもので、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員や関係機関・団体を合わせて461人に参加をいただきました。

研修会では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下でも取り組みに成果をあげている先進事例として、秋田県農林水産部農林政策課主査の佐藤信宏氏、由利本荘市農業委員会農地班長の小松和則氏のお二方から、「『人・農地プラン』実質化の取り組みについて」の事例を秋田県庁と会場をオンラインで結び説明いただきました。佐藤主査からは、「市町村担当部局と農業委員会の事務連携、各工程での役割分担と主体の明確化、意見集約には農業委員の協力が不可欠」などが実質化の工程でポイントになること、小松班長からは、「農業の生産基盤である農地の出し手と受け手の実情を聞き、話し合いで明らかになる課題とその解消に向けて、行政・農業団体関係者等が連携することが必要」との説明がありました。



続いて、「農地中間管理事業の現状と農業委員会組織との連携」について、公益社団法人みやぎ農業振興公社 参与兼担い手育成部長の津場俊行氏から説明いただきました。

参加者からは、「実質化の取り組み方が具体的にイメージできた」「話し合いの大切さがわかる内容だった」「地元の今後の課題解消に向けて役立てたい」などの意見が寄せられました。

## 農地転用後の実態を調査しました～常設審議委員現地調査会～

毎月1回開催している「常設審議委員会」では、30アール以上の農地法第4条・第5条転用の案件について審議していますが、審議された案件が、その後どのように転用されたか、常設審議委員による現地調査会を実施しています。

昨年度は、現地調査会を2回実施しました。11月には、農業振興地域内の農地で、本来であれば転用許可できない案件ですが、農地法の「不許可の例外」に該当し転用に至った美里町の地域未来投資促進法による工場施設拡張用地や、農地法の改正により農地転用許可後も、農地法第3条の農地と同じ扱いとする農作物高度化栽培施設の工事現場を視察しました。特に、農作物高度化栽培施設については、そ



の建屋面積が5万平方メートルを超える大規模なレタス水耕栽培施設であるため、現場を見た委員は、「法改正により、転用許可不要でこれほど大規模な栽培施設が作れるのか」「農業施設への転用については、農作物栽培高度化施設であるか無いかの、見極めがたいへん重要となってくる」と感嘆の声をあげおりました。今年2月には、東日本大震災の被災農地で、仙台市が集団移転跡地の利活用事業用地として転用された案件で、企業により「イチゴ栽培も行う体験型の大規模観光果樹園」として生まれ変わった「JRフルーツパーク仙台あらはま」や、不許可の例外に該当することで転用に至った「6次産業化施設（農産物直売加工）」の工事現場を調査しました。

また、農業の少子高齢化を見据えて取り組んだ仙台東土地改良区の「最新鋭の水管理システム」の視察を行いました。今後も審議に必要な情報を習得するため、転用案件の調査会を実施してまいります。

## 「令和2年度みやぎ農業担い手サミット」を開催しました

2月3日(水), 「令和2年度みやぎ農業担い手サミット」を仙台国際センターで開催しました。この担い手サミットは、県内の認定農業者など意欲ある地域農業の担い手が一堂に会し、「夢と希望」をもって取り組める魅力ある農業の実現に向けて、会員相互の研さんと意識改革を図ることなどを目的に平成20年度に開始し、今年度で12回目の開催となりました。

主催は、宮城県認定農業者組織連絡協議会などの担い手組織4団体と宮城県担い手育成総合支援協議会と本会の6団体です。

コロナ禍にはありましたがあ、当日は体温検知カメラの設置や手指消毒、マスク着用などの予防対策のご協力をいただき、144名の参加がありました。

セミナーでは、宮城大学名誉教授の大泉一貫先生から「新型コロナウイルス後の農業経営」をテーマに講演をいただきました。また、丸森町耕野の「いなか道の駅やしまや」を経営する八島哲郎氏と大崎市鹿島台の有限会社マルセンファーム代表



取締役千葉卓也氏のお二方から、「令和元年東日本台風からの復興と今後の展開方向」と題して実践報告をいただきました。

参加者からは、「日本農業の将来の姿、今後の農業経営のあり方など、非常に役に立った」、「災害に対する備えが重要」、「貴重な経験・体験を聞かせていただいた」など、「非常に参考になった」との評価をいただき、有意義な研修会となりました。

## 宮城県農政部と宮城県農業法人協会

### との意見交換会を開催しました

宮城県農業法人協会（会長：日野雅晴氏（有）日野畜産代表取締役）は、2月8日(月)に宮城県農政部との意見交換会を開催しました。本意見交換会は、県内農業法人が抱えている課題等への理解や支援方策等とともに考え、本県農業の発展と農業経営基盤の強化を図ることを目的に開催され、本会から役員を中心に10名、県農政部から伊藤紳次長のほか各課長など9名が参加しました。



テーマごとに事前にとりまとめた当会会員の意見や質問を出席者から報告し、それに答える形で

農政部各課長等から説明が行われました。

担い手の育成・支援については地域をまとめる担い手を育てるため徹底した話し合いの環境づくりを求める声が出され、農地利用集積促進については、現行の中間管理制度の改善や作業効率アップのため圃場整備を求める声が出されました。コメの生産については、米価の下落が危惧される一方、離農による農業法人への農地の集積が進み、新品種・新技術の導入が求められる法人の現状が伝えられました。

また、園芸振興については、大規模施設園芸を営む法人から空きハウスのマッチングや新規参入者への技術的な支援の必要性を提案しました。6次産業化の推進については、加工技術・商品開発に対する支援や委託加工施設の情報提供などが、畜産振興については豚熱ワクチンの接種負担の軽減などが求められました。

県農政部に法人協会会員の生の声を届けられ、また、県農政の考え方や今後の方針などについて活発な議論が行われました。

## コロナ禍でも新規就農相談センターに多くの来場者

県農業振興課と県新規就農相談センター((公社)みやぎ農業振興公社・本会)では、若年者就農相談会(毎月第2木曜日)と定例就農相談会(毎月第3火曜日)を開催しています。

相談者は、独立就農・雇用就農を志している方や、農業体験を希望する方など多岐にわたり、年齢も20代から60代まで、会社員の方や求職中の方など幅広く、コロナ禍でありながら多くの方が来場しています。

相談内容としては独立就農の方法や研修先、就



農のための各種支援制度や農業法人の求人紹介などがあります。農地の取得などに関する具体的な質問も多いため、農業委員会へ相談するよう伝えています。その際、農地は個人の財産であることや、農地バンクなどを活用して借りる場合に、認定新規就農者の認定が必須であることなどを重ねて伝えています。時には、市町村農業委員会へ情報共有させていただくこともあるかと思いますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願ひいたします。



新規就農促進動画  
QRコード

さて、農政時流第53号でお伝えしていた新規就農促進PR動画が、昨年度完成いたしました。ダイジェスト版を含め計7本の動画を本会ホームページに掲載しています。ぜひ就農相談の際にご活用ください。

## 農地法第3条の下限面積を適切に見直しましょう

農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等する場合は、農地法第3条の許可が必要です。許可要件の一つに、「農地の権利取得後の面積が原則として50アール以上になること」という下限面積要件がありますが、地域の実情に合わない場合は、農業委員会が省令に基づき別段の面積を定めることができます。

仙台市農業委員会では令和3年4月1日から下限面積を30アールに引き下げました。これまで仙台市農業委員会では耕作目的以外の利用が懸念されるなどの考えから下限面積の引下げは行ってきませんでしたが、近年は水稻ではなく畑作を開始したいという新規就農者が多くなっており、その

中で50アール要件は高いハードルになっていると考えられたことから見直しの作業に入りました。

総会での4回にわたる協議や関係機関及び最近就農した農業者への意見照会を経て、引き下げの判断に至りました。30アールとしたのは継続して営農を続け収益を得るために必要な面積と判断したためです。下限面積の引下げにより新規参入者の拡大につながるものと期待をしています。

県内の市町村では令和2年8月1日時点で24の市町で下限面積を引き下げており、現在も複数の市町村で検討中とのことです、地域の実情に合わせて適切に見直すことが求められています。

### 新しく選任された常設審議委員の御紹介



吉田俊美  
岩沼市農業委員会長

会長の交代に伴い新たに選任  
任期 令和3年4月16日から

(一社)宮城県農業会議 令和3年4月1日付け人事異動

所 属	新職名	氏 名	前 職 名
事務局 次長		庄子友夫	事務局次長兼農政部長
農政部 部長		森下純一	副部長
総務部 専門員		佐藤英雄	再雇用
総務部 主事		佐藤美由紀	採用